

審査付与数値表（役務）

金沢市内に本店を有する事業者に対して審査数値を付与します。以下の審査付与数値表をご確認のうえ、申請事項①～③を記載・提出してください。評価項目のうち年間平均実績高、完成業務高、業務成績評点及び優良業務の表彰実績に係る付与数値については、該当業種ごとに加算・減点するものとし、その他の評点項目については、申請を希望する全業種共通に加算・減点します。

1 コンサルタント業務

（1）営業年数

営業年数	付与数値
35年以上	30点
25年以上 35年未満	25点
15年以上 25年未満	20点
5年以上 15年未満	15点
5年未満	10点

審査基準日（令和3年10月1日）前日までの営業年数により加点します。1年未満の端数は切り捨てます。

（2）有資格者数値

有資格者数値	付与数値
110以上	150点
65以上 110未満	125点
40以上 65未満	100点
15以上 40未満	75点
15未満	50点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の営業年度終了日時点における別紙技術職員区分表a欄に掲げる者の数に5を同表b欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値により加点します。

（3）自己資本額数値

自己資本額数値	付与数値
10以上	30点
5以上 10未満	20点
5未満	10点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算に係る自己資本額（貸借対照表の純資産合計額）を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値により加点します。

（4）年間平均実績高

業種区分別年間平均実績高	付与数値
20億円以上	90点
10億円以上 20億円未満	75点
5億円以上 10億円未満	60点
1億円以上 5億円未満	45点
5千万円以上 1億円未満	30点
3千万円以上 5千万円未満	20点
3千万円未満	15点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算済2事業年度の業種区分別年間平均実績高により加点します。

(5) 業務成績評点

評点 (過去4年間の平均)	付与数値
85点以上	20点
80点以上 85点未満	15点
78点以上 80点未満	10点
75点以上 78点未満	5点
70点以上 75点未満	0点
67点以上 70点未満	-10点
65点以上 67点未満	-15点
65点未満	-20点

金沢市、企業局及び市立病院発注業務について、平成30年4月1日から令和3年12月31日までの間に検査を受け、業務成績評点の通知を受けたものについて、業種ごとの成績評点の平均点により加点・減点します。

(6) 指名停止措置の有無

指名停止期間 (過去2年間の通算)	付与数値
3か月未満	-5点
3か月以上 6か月未満	-10点
6か月以上 12か月未満	-15点
12か月以上	-25点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に本市において指名停止の措置を受けた期間の累計により減点します。

なお、指名停止措置期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。(指名停止措置期間の始期が令和元年12月31日以前の場合は、終期が令和2年1月1日以降であっても対象となりません。)

(7) 優良委託業務表彰

表彰実績 (過去2年間の実績)	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に金沢市の「優良委託業務表彰」を受賞された実績により受賞業務の業種毎に加点します。

(8) ISO9000シリーズ認証取得の有無

認証取得の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在におけるISO9000シリーズについて、公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無により加点します。

(9) ISO14000シリーズ認証取得、エコアクション21登録の有無

認証取得・登録の有無	付与数値
ISO14000 認証取得済	10点
エコアクション21 登録済	5点
無し	0点

(上限: 10点)

令和3年12月31日現在のISO14000シリーズにかかる認証取得の有無、エコアクション21への参加について一般財団法人持続性推進機構への登録の有無により加点します。ただし、ISO14000シリーズ認証を取得済の方については、エコアクション21登録の加算はしません。

(10) 金沢市との防災協定締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無

締結の有無	付与数値
防災協定 締結済	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市との「防災協定」の締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無により加点します。

登録の有無	付与数値
かなざわ災害時等協力事業所 登録済	5点
無し	0点

(11) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無	付与数値
一般事業主行動計画 届出済	5点
基準適合一般事業主認定 認定済	10点
無し	0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在の次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が50人以上の者で、同法第12条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、10点の加点となります。

(12) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無	付与数値
一般事業主行動計画 届出済	5点
基準適合一般事業主認定 認定済	10点
無し	0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が301人以上の者で、同法第8条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、10点の加点となります。

(13) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者の雇用状況

法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在の障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に定める障害者を、法定雇用率に相当する人数を超えて常時雇用している者に加点します。

(14) 金沢市消防団協力事業所の認定の有無

消防団協力事業所認定の有無	付与数値
有り	5点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市からの「金沢市消防団協力事業所」の認定の有無により加点します。

2 建物管理業務

(1) 営業年数

営業年数	付与数値
20年以上	30点
10年以上	20点
20年未満	
10年未満	15点

審査基準日（令和3年10月1日）前日までの営業年数により加点します。1年未満の端数は切り捨てます。

(2) 従業員数

従業員数	付与数値
50人以上	45点
10人以上	30点
50人未満	
10人未満	15点

審査基準日（令和3年10月1日）現在の従業員数により加点します。

(3) 自己資本額

自己資本額	付与数値
5億円以上	60点
5千万円以上	50点
5億円未満	
2千5百万円以上	35点
5千万円未満	
5百万円以上	25点
2千5百万円未満	
1円以上	15点
5百万円未満	
0円以下	0点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算における自己資本額（貸借対照表の純資産合計額）により加点します。

(4) 自己資本比率

自己資本比率	付与数値
40%以上	30点
30%以上	25点
40%未満	
20%以上	20点
30%未満	
10%以上	15点
20%未満	
10%未満	0点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算における自己資本額を総資本額（貸借対照表の負債・純資産合計額）で除して得た数値を百分比で表した比率により加点します。

(5) 流動比率

流動比率	付与数値
140%以上	45点
120%以上	30点
140%未満	
100%以上	20点
120%未満	
80%以上	15点
100%未満	
70%以上	10点
80%未満	
70%未満	0点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算における流動資産額を流動負債額で除して得た数値を百分比で表した比率により加点します。

(6) 完成業務高

業種区分別平均完成業務高	付与数値
3億円以上	90点
2億円以上 3億円未満	75点
1億円以上 2億円未満	60点
5千万円以上 1億円未満	50点
1千万円以上 5千万円未満	35点
5百万円以上 1千万円未満	25点
1円以上 5百万円未満	15点
0円以下	0点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算済2事業年度の業種区分別平均完成業務高により加点します。

(7) 業務成績評点（清掃業務に限る。）

評点（過去4年間の平均）	付与数値
85点以上	20点
80点以上 85点未満	15点
78点以上 80点未満	10点
75点以上 78点未満	5点
70点以上 75点未満	0点
67点以上 70点未満	-10点
65点以上 67点未満	-15点
65点未満	-20点

金沢市、企業局及び市立病院発注の清掃業務について、平成30年4月1日から令和3年12月31日までの間に検査を受け、業務成績評点の通知を受けたものについて、成績評点の平均点により加点・減点します。

(8) 指名停止措置の有無

指名停止期間（過去2年間の通算）	付与数値
3か月未満	-5点
3か月以上 6か月未満	-10点
6か月以上 12か月未満	-15点
12か月以上	-25点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に本市において指名停止の措置を受けた期間の累計により減点します。

なお、指名停止措置期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。（指名停止措置期間の始期が令和元年12月31日以前の場合は、終期が令和2年1月1日以降であっても対象となりません。）

(9) 優良委託業務表彰（清掃業務に限る。）

表彰実績（過去2年間の実績）	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に金沢市の「優良委託業務表彰」を受賞された実績により加点します。

(10) ISO9000シリーズ認証取得の有無

認証取得の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在におけるISO9000シリーズについて、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無により加点します。

(11) ISO14000シリーズ認証取得、エコアクション21登録の有無

認証取得・登録の有無	付与数値
ISO14000 認証取得済	10点
エコアクション21 登録済	5点
無し	0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在のISO14000シリーズにかかる認証取得の有無、エコアクション21への参加について一般財団法人持続性推進機構への登録の有無により加点します。ただし、ISO14000シリーズ認証を取得済の方については、エコアクション21登録の加算はしません。

(12) 金沢市との防災協定締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無

締結の有無	付与数値
防災協定 締結済	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市との「防災協定」の締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無により加点します。

登録の有無	付与数値
かなざわ災害時等協力事業所 登録済	5点
無し	0点

(13) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無	付与数値
一般事業主行動計画 届出済	5点
基準適合一般事業主認定 認定済	10点
無し	0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在の次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が50人以上の者で、同法第12条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、10点の加点となります。

(14) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無	付与数値
一般事業主行動計画 届出済	5点
基準適合一般事業主認定 認定済	10点
無し	0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が301人以上の者で、同法第8条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、10点の加点となります。

(15) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者の雇用状況

法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在の障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に定める障害者を、法定雇用率に相当する人数を超えて常時雇用している者に加点します。

(16) 金沢市消防団協力事業所の認定の有無

消防団協力事業所認定の有無	付与数値
有り	5点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市からの「金沢市消防団協力事業所」の認定の有無により加点します。

3 樹木等管理業務

(1) 審査基準日（令和3年10月1日）直前の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する造園工事の総合評定値

(2) 審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算済2事業年度の平均完成業務高を100万円で除した値を1点として換算した数値（上限100点）
ただし、総合評定値通知書中の完成工事高合計に当該完成業務高が含まれている場合は、付与しない。

(3) 業務成績評点

評点（過去4年間の平均）	付与数値
85点以上	50点
80点以上 85点未満	30点
78点以上 80点未満	15点
75点以上 78点未満	5点
70点以上 75点未満	0点
67点以上 70点未満	-20点
65点以上 67点未満	-30点
65点未満	-50点

金沢市、企業局及び市立病院発注の樹木等管理業務について、平成30年4月1日から令和3年12月31日までの間に検査を受け、業務成績評点の通知を受けたものについて、成績評点の平均点により加点・減点します。

(4) 指名停止措置の有無

指名停止期間（過去2年間の通算）	付与数値
3か月未満	-10点
3か月以上 6か月未満	-20点
6か月以上 12か月未満	-30点
12か月以上	-50点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に本市において指名停止の措置を受けた期間の累計により減点します。

なお、指名停止措置期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。（指名停止措置期間の始期が令和元年12月31日以前の場合は、終期が令和2年1月1日以降であっても対象となりません。）

(5) 優良委託業務表彰

表彰実績（過去2年間の実績）	付与数値
有り	20点
無し	0点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に金沢市の「優良委託業務表彰」を受賞された実績により加点します。

(6) ISO9000シリーズ認証取得の有無

認証取得の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在におけるISO9000シリーズについて、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無により加点します。

(7) ISO14000シリーズ認証取得、エコアクション21登録の有無

認証取得・登録の有無	付与数値
ISO14000 認証取得済	10点
エコアクション21 登録済	5点
無し	0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在のISO14000シリーズにかかる認証取得の有無、エコアクション21への参加について一般財団法人持続性推進機構への登録の有無により加点します。ただし、ISO14000シリーズ認証を取得済の方については、エコアクション21登録の加算はしません。

(8) 金沢市との防災協定締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無

締結の有無	付与数値
防災協定 締結済	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市との「防災協定」の締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無により加点します。

登録の有無	付与数値
かなざわ災害時等協力事業所 登録済	5点
無し	0点

(9) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無	付与数値
一般事業主行動計画 届出済	5点
基準適合一般事業主認定 認定済	15点
無し	0点

(上限：15点)

令和3年12月31日現在の次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が50人以上の者で、同法第12条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、15点の加点となります。

(10) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無	付与数値
一般事業主行動計画 届出済	5点
基準適合一般事業主認定 認定済	15点
無し	0点

(上限：15点)

令和3年12月31日現在の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が301人以上の者で、同法第8条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、15点の加点となります。

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者の雇用状況

法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在の障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に定める障害者を、法定雇用率に相当する人数を超えて常時雇用している者に加点します。

(12) 金沢市消防団協力事業所の認定の有無

消防団協力事業所認定の有無	付与数値
有り	5点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市からの「金沢市消防団協力事業所」の認定の有無により加点します。

4 貸借業務及びその他委託業務

(1) 営業年数

営業年数	付与数値
20年以上	30点
10年以上	20点
20年未満	
10年未満	15点

審査基準日（令和3年10月1日）前日までの営業年数により加点します。1年未満の端数は切り捨てます。

(2) 従業員数

従業員数	付与数値
100人以上	30点
50人以上	24点
100人未満	
30人以上	18点
50人未満	
10人以上	12点
30人未満	
10人未満	6点

審査基準日（令和3年10月1日）現在の従業員数により加点します。

(3) 自己資本額

自己資本額	付与数値
1億円以上	30点
5千万円以上	24点
1億円未満	
1千万円以上	18点
5千万円未満	
3百万円以上	12点
1千万円未満	
1円以上	6点
3百万円未満	
0円以下	0点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算における自己資本額（貸借対照表の純資産合計額）により加点します。

(4) 自己資本比率

自己資本比率	付与数値
30%以上	30点
25%以上	25点
30%未満	
10%以上	15点
25%未満	
10%未満	0点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算における自己資本額を総資本額（貸借対照表の負債・純資産合計額）で除して得た数値を百分比で表した比率により加点します。

(5) 流動比率

流動比率	付与数値
100%以上	30点
90%以上	24点
100%未満	
80%以上	18点
90%未満	
70%以上	12点
80%未満	
60%以上	6点
70%未満	
60%未満	3点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算における流動資産額を流動負債額で除して得た数値を百分比で表した比率により加点します。

(6) 完成業務高

業務区分別平均完成業務高	付与数値
25億円以上	150点
15億円以上 25億円未満	120点
5億円以上 15億円未満	90点
1億円以上 5億円未満	75点
5千万円以上 1億円未満	60点
1千万円以上 5千万円未満	45点
1千万円未満	30点

審査基準日（令和3年10月1日）直前の決算済2事業年度の業務区分別平均完成業務高により加 points します。

(7) 指名停止措置の有無

指名停止期間（過去2年間の通算）	付与数値
3か月未満	-5点
3か月以上 6か月未満	-10点
6か月以上 12か月未満	-15点
12か月以上	-25点

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に本市において指名停止の措置を受けた期間の累計により減点します。

なお、指名停止措置期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。（指名停止措置期間の始期が令和元年12月31日以前の場合は、終期が令和2年1月1日以降であっても対象となりません。）

(8) ISO9000シリーズ認証取得の有無

認証取得の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在におけるISO9000シリーズについて、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無により加 points します。

(9) ISO14000シリーズ認証取得、エコアクション21登録の有無

認証取得・登録の有無	付与数値
ISO14000 認証取得済	10点
エコアクション21 登録済	5点
無し	0点

（上限：10点）

令和3年12月31日現在のISO14000シリーズにかかる認証取得の有無、エコアクション21への参加について一般財団法人持続性推進機構への登録の有無により加 points します。ただし、ISO14000シリーズ認証を取得済の方については、エコアクション21登録の加算はしません。

(10) 金沢市との防災協定締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無

締結の有無	付与数値
防災協定 締結済	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市との「防災協定」の締結、かなざわ災害時等協力事業所登録の有無により加 points します。

登録の有無	付与数値
かなざわ災害時等協力事業所 登録済	5点
無し	0点

(11) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無		付与数値
一般事業主行動計画	届出済	5点
基準適合一般事業主認定	認定済	10点
無し		0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在の次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が50人以上の者で、同法第12条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、10点の加点となります。

(12) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出等の有無

届出・認定の有無		付与数値
一般事業主行動計画	届出済	5点
基準適合一般事業主認定	認定済	10点
無し		0点

(上限：10点)

令和3年12月31日現在の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画の届出（ただし、常時雇用する労働者が301人以上の者で、同法第8条に基づき届け出た者は除く。）及び基準適合一般事業主認定の有無により加点します。ただし、両方に該当する場合は、10点の加点となります。

(13) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者の雇用状況

法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	付与数値
有り	10点
無し	0点

令和3年12月31日現在の障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に定める障害者を、法定雇用率に相当する人数を超えて常時雇用している者に加点します。

(14) 金沢市消防団協力事業所の認定の有無

消防団協力事業所認定の有無	付与数値
有り	5点
無し	0点

令和3年12月31日現在における金沢市からの「金沢市消防団協力事業所」の認定の有無により加点します。

別紙 技術職員区分表

区 分	a	b
測量	測量法による 測量士 の登録を受けている者	測量法による 測量士補 の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）
土木コンサルタント	技術士法による第2次試験のうち技術部門を 機械部門 （選択科目を「機械設計」、「流体機器」又は「機構ダイナミクス・制御」とするものに限る。）、 電気電子部門 、 建設部門 、 農業部門 （選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、 森林部門 （選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、 水産部門 （選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、 情報工学部門 若しくは 応用理学部門 （選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格、又は 総合技術監理部門 （選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者 アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「 APECエンジニア・マニュアル 」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法による技術検定のうち検定種目を 1級の土木施工管理 とするものに合格した者、計量法による 計量士 （環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法による 第一種電気主任技術者 免状の交付を受けている者、電気通信事業法による 伝送交換主任技術者 資格者証の交付を受けている者及び 線路主任技術者 資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM 資格試験に合格し、登録を受けている者
建築（設備）コンサルタント	建築士法による 構造設計一級建築士 証の交付を受けている者、 設備設計一級建築士 証の交付を受けている者、 一級建築士 の免許を受けている者（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）及び同法施行規則第17条の18の 建築設備士 である者	建築士法による 二級建築士 の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う 建築積算士 試験（ 建築積算資格者 試験）に合格し、登録を受けている者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を 建設部門 （選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）若しくは 応用理学部門 （選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格、又は 総合技術監理部門 （選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う 地質調査技士 資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償コンサルタント		不動産の鑑定評価に関する法律による 不動産鑑定士 の登録を受けている者、土地家屋調査士法による 土地家屋調査士 の登録を受けている者、司法書士法による 司法書士 の登録を受けている者、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する 補償業務管理士 の資格を有し、登録を受けている者